

議 案 第 7 9 号

松戸市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

新松戸駅東側地区土地区画整理事業に係る会計を特別会計として設置することにより、当該事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。

松戸市特別会計条例の一部を改正する条例

松戸市特別会計条例（昭和39年松戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(7) 松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計 土地区画整理事業

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。